

平成26年(ワ)第194号 損害賠償等請求事件

反訴原告(本訴被告) 吉田 益夫

反訴被告(本訴原告) 豊田 泰史

反 訴 状

平成26年6月16日

和歌山地方裁判所民事部ハ2係 御 中

反訴原告(本訴被告) 吉田 益夫



損害賠償等請求反訴事件

訴訟物の価額 1,000,000円

貼用印紙額 10,000円

上記当事者間の頭書事件について、本訴被告は、次のとおり、反訴を提起する。

第1 請求の趣旨

- 1 反訴被告(本訴原告)は、反訴原告(本訴被告)に対し、100万円及びこれに対する平成26年2月19日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は反訴被告(本訴原告)の負担とする。

との判決並びに仮執行宣言を求める。

第2 請求の原因

1. 本事件は、もともと、(有)銀徳 代表取締役 吉村公俊氏と従業員であった■■■■氏との間で起こった「給料をもらいに行ったら借用書を書かされた」という争いが発端である。この事件に関しては反訴原告は第三者である。(乙第10号証)

2. (有)銀徳 代表取締役 吉村公俊氏の代理人である反訴被告が、吉村公俊氏と■■■■氏との間を適切に話し合いの仲介・調整を行えば早期に決着がついていたものである。それが、反訴被告の能力不足、怠慢、業務のお粗末さで、■■■■氏と話し合いも行わず、押し問答が続き、無駄に長引かせ、結局、反訴原告が運営するサイトも巻き込まれてしまった。(乙第11号証、乙第12号証、乙第13号証、乙第14号証、乙第15号証、乙第16号証、乙第17号証、乙第18号証)

3. 反訴被告が、投稿者として特定した■■■■氏に宛てた内容証明で送付された通知書での■■■■氏に対する要求は、和ネット掲示板のスレッドの投稿の全ての削除要求だった。反訴原告のサイトにおいて、たとえ■■■■氏が投稿した投稿が含まれていたとしても、■■■■氏が他の投稿者のパスワードを知るはずがないので、スレッド(他の投稿者の投稿を含む)すべてを削除するのは不可能である。つまり、反訴被告は■■■■氏に不可能な要求を突きつけていた。(乙第3号証)

このように反訴被告は、事態を自ら複雑にしていた。そのうえ、反訴原告宛通知書(平成26年2月19日付)で名誉毀損と主張する文面については、■■■■氏に通知されていない。これで、どうやって■■■■氏と裁判ができるのか、間違いなく不可能である。(乙第3号証)

4. 反訴原告は、反訴原告宛通知書(平成26年2月19日付)の中の「記載者に対する厳格な処罰を求め既に和歌山地方検察庁宛告訴状を提出済みであります。」という記述と通知書の要求のスレッド全体(スレッドの全投稿)削除で発信者情報が消失してしまうことで、証拠隠滅となり、捜査機関の捜査を妨害し、刑法第104条に抵触するのを問題にしていた。

その上、上記3のような状態では、いつ■■■■氏との裁判が始まるのかまったく不明で決着の見通しがまったくつかない。そのため、和歌山弁護士会に懲戒請求を出したもので、虚偽でも濫用でもなんでもない。(乙第1号証、乙第2号証)

懲戒請求の公開も反訴原告宛通知書(平成26年2月19日付)を公開しているのだから、今回の事件の経緯の一つである。これは、後の和歌山弁護士会の判断、上訴すれば、日本弁護士連合会の判断も含めて、一連が公共の利害に関する事実を、公益を図る目的で公開しているのである。(乙第1号証、乙第2号証)

しかし、反訴被告は、上記に言いがかりを付けるような、反訴原告に対する本訴と刑事告訴を提起

した。(本訴状、甲第6号証)

5. 反訴被告は、代理人として■■■■氏と(有)銀徳 代表取締役吉村公俊氏との間の話し合いを一度も設定することがなかった上、■■■■氏自ら、(有)銀徳 代表取締役と和解しようとしても、反訴被告は反対したとしている。

このように、反訴被告は、決着をつける努力すら行わなかった上、障壁ともなっていた。(乙第9号証、乙第15号証)

6. 事の発端は、「給料をもらいに行ったら借用書を書かされた」という第三者から見れば、ささいな話である。■■■■氏は、吉村公俊氏と話し合いを行い、吉村公俊氏が謝罪すれば、決着していたとブログ記事で述べている。このような、ささいな話を決着できず、いたずらに話を大きくして、第三者を巻き込み事態をさらに大きくしている代理人の弁護士としての能力のお粗末さが反訴原告のサイトの業務にも大きな混乱を与えて業務妨害となっているのが実態である。(乙第14号証、乙第15号証、乙第18号証)

7. 反訴被告の本訴及び刑事告訴は、反訴原告にとっては、許しがたい不当な訴えで本来なら反訴原告は反訴原告と同額の損害賠償を要求したいところだが、反訴被告のその事態の收拾の経緯も弁護士としてお粗末なものであり、発端が、第三者としては、ささいなことも重なって、反訴原告は、反訴被告と同じレベルでの損害金の請求では、反訴被告と同レベルとみなされる。反訴原告の反訴被告に対して出した和歌山弁護士会への懲戒請求は、公益性、公共の利害に関するものであり、反訴被告のレベルより高いレベルのものであるので、反訴被告が、自己の利益と自己の立場を守るために設定した反訴被告が本訴で主張する損害金より大幅に低い金額とし、損害賠償として100万円を請求する。

8. よって、反訴原告は、反訴被告に対し、その不当行為に基づき、100万円及びこれに対する反訴原告に反訴被告が内容証明で送付した平成26年2月19日から支払い済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払いを求める。

以 上

証 拠 方 法

1. 乙第10号証 ■■■■■氏作成ブログ記事－2014年1月31日付(写し)
2. 乙第11号証 ■■■■■氏作成ブログ記事－2014年2月11日付(写し)
3. 乙第12号証 ■■■■■氏作成ブログ記事－2014年2月25日付(写し)
4. 乙第13号証 ■■■■■氏作成ブログ記事－2014年2月27日付(写し)
5. 乙第14号証 ■■■■■氏作成ブログ記事－2014年2月28日付(写し)
6. 乙第15号証 ■■■■■氏作成ブログ記事－2014年3月2日付(写し)
7. 乙第16号証 ■■■■■氏作成ブログ記事－2014年3月10日付(写し)
8. 乙第17号証 ■■■■■氏作成ブログ記事－2014年4月15日付(写し)
9. 乙第18号証 ■■■■■氏作成ブログ記事－2014年5月9日付(写し)

添 付 書 類

1. 本訴状 (写し)
2. 甲第6号証 告訴状(写し)
3. 乙第1号証 平成26年2月19日付被告宛通知書(写し)
4. 乙第2号証 被告が平成26年2月28日に和歌山弁護士会に提出した懲戒請求本文(写し)
5. 乙第3号証 平成26年2月10日付■■■■■氏宛通知書(写し)
6. 乙第9号証 ■■■■■氏より入手した■■■■■県議が■■■■■氏に送付したというメール(写し)

当事者目録

〒640-8152

和歌山市十番丁72番地 カサ・デ まるのうち201

反訴原告(被告) 吉田 益夫

〒640-8154

和歌山市六番丁24番地 ニッセイ和歌山ビル11階

反訴被告(原告) 豊田 泰史

以 上